

# 東北町 人・農地プラン

作成年月日	直近の更新年月日
令和3年3月23日	平成31年3月25日

市町村名	対象地区名(地区内集落名)
東北町	東北地区
	上清水目・下清水目・浜ノ沢・宇道坂・石文・北栄・夫雑原・豊ヶ丘・千代畑・塔ノ沢・長者久保・林口・千曳・大平・湯沢・石坂・向平・南平・下板橋・上板橋 寒水・輝ヶ丘・枋木・乙部・数牛・豊畑・豊瀬・美須々・横沢・淋代・水喰・切左坂・野田頭・細津・大池・豊前・五十嵐・中村・筋出・浜台 馬込・緑町・本町・新町・栄町・桜木町・坂下町・上畑・館花・向旗屋・大旗屋・大向旗屋・乙供・明美・内姥沢・表町・保戸沢・外姥沢 流沢・巴蘭・旭・狼ノ沢・豊栄・御料・甲地・郡山・漆玉・蓼内・蒼前・土橋・長久保 舟ヶ沢・田ノ沢・鶴ヶ崎・徳万館

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4,868.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,542.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	573.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	249.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	906.0 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

- ・個人経営農家の高齢化。
- ・条件の悪い農地の荒廃農地化が進んでいる。
- ・法人で借りている農地(田)の管理が不十分。
- ・近場で条件の良い農地がなく、町外の農地を借用している地区がある。
- ・減反で耕作放棄地があり、行政で指導して欲しい場所がある。
- ・日照不足の畑の賃借で隣の圃場の木を伐採する等の指導をして欲しい圃場がある。
- ・所有者が不明で貸借したくても出来ない土地がある。
- ・山間部の農地が多く点在し、作業効率が悪い地区がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

露地野菜、水稲を中心とした複合経営が多く、家畜(酪農・肉用牛)経営とともに大規模化が進んでいる反面、兼業化や高齢化が進んでおり、今後は高齢農業者等から中心経営体への農地集積を図りながら、農地の有効活用を進める。

既存の農事組合法人や中心経営体に、地区内の農地の集約を進めつつ、地区を超えた農地の交換や効率的な集約を図る。

集落の農地は集落内の農業者を中心に担うが、入作を希望する農業者や農業法人等の受入れを促進することで、遊休農地が増加しないように対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、172筆、5,221aとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

・土場川地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、中心経営体への集積を推進する。  
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いたまねぎやキャベツなどの園芸作物の生産に取り組む。

地区を超えた単位での話し合いの場を設定するなど、座談会の参加者について認定農業者以外の農業者にも参加を促し、多種多様な意見を確認する。